

「横浜国際協力センター6F公民連携による都市ソリューションに関する情報発信拠点整備業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜国際協力センター6F公民連携による都市ソリューションに関する情報発信拠点整備業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施体制の妥当性
 - (3) 実施方針の妥当性・創造性等
 - (4) 提案内容の妥当性・独創性等
 - (5) その他当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	国際局政策総務課担当課長
副委員長	国際局国際協力部長
委員	国際局国際連携課アジア大洋州担当課長
	国際局国際協力課長
	国際局国際技術協力担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を国際局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。

提案書作成要領

本委託業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和2年度横浜国際協力センター6F公民連携による都市ソリューションに関する情報発信拠点整備業務委託

2 業務の内容

業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は40,000千円（税込）です。

（上記の外数として備品整備費（本市調達分）が8,000千円（税込））

3 参加要件

単体の企業（団体）で次の各号の全てを満たすもの、または、共同企業体でその構成員が（1）及び（2）の資格要件を分担し、かつ全ての構成員が（3）、（4）及び（5）の資格要件を満たすものが参加資格を有します。共同企業体の場合は、応募時に「共同企業体協定書兼委任状」（様式1-2）を提出してください。また、選定後、契約締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出してください。なお、共同企業体の構成員は、本提案にあたり、同時に2以上の共同企業体の構成員となること、及び、単体企業として提案することはできないものとします。

- （1）プロポーザル参加意向申出書の提出時点で過去5年間において5件以上、国、政府機関、地方自治体又は民間企業等から、海外のスマートシティ事業に関する調査若しくは海外インフラ輸出に関する戦略・政策立案、組織体制検討等の業務を受託した実績がある、又は類似する分野の自社調査報告書等の作成実績があること。
- （2）プロポーザル参加意向申出書の提出時点で過去5年間において、直接受注、再委託受注を問わず、XR技術（VR、ARなどを総称したものを言う）を活用した観光・文化施設、博物館・資料館、PR施設等の常設展示施設や、展示会・企画展等PRイベント等における、レイアウト設計、展示の内容企画・コンテンツ作成、展示物制作についての業務実績を有していること。
- （3）令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録されていること。または、参加意向申出書を提出した時点で、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録を申請しており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みであること。

- (4) 参加意向申出書の提出期限から受託者候補者の特定の日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日）」の規定による停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

4 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書（様式 1）の提出

提出期限 令和 2 年 7 月 27 日（月）17 時 00 分まで（必着）

提出先 横浜市国際局国際協力部国際協力課

担当 小室・大竹

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 31 階

電話 045-671-4703

メールアドレス ki-yport@city.yokohama.jp

提出方法 郵送又は電子メール（到達確認を電話で行ってください。）

その他 3（1）及び（2）の実績の一覧（様式 1-3 及び 1-4 を参考に作成すること）及び実績を確認することができる書類（契約書の写し等）も提出してください。

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和 2 年 7 月 31 日（金）発送予定

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の 17 時 00 分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 現場確認及び参考資料の閲覧

提案資格が認められた者のうち希望者については、横浜国際協力センター 6 F の現場確認及び業務説明資料の「10 参考資料」に記載した既往調査等の閲覧が可能です。来訪の際は、希望する前々日までに 4（1）に記載のメールアドレスに希望する日時を連絡すること。なお、施設の利用状況などから、日時を変更してもらうことがあります。

(1) 現場確認

- ア 確認可能期間 令和2年8月5日(水)から8月12日(水)17時00分まで
イ 連絡先 4(1)と同じ(到達確認を電話で行ってください。)
ウ 確認場所 横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号
横浜国際協力センター6階

(2) 参考資料の閲覧

- ア 閲覧可能期間 令和2年8月5日(水)から8月21日(金)17時00分まで
イ 連絡先 4(1)と同じ(到達確認を電話で行ってください。)
ウ 閲覧場所 Y-PORTセンター公民連携オフィス
横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号
横浜国際協力センター5階

6 質問書(様式2)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合、次により質問書の提出をお願いします。
質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に
通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和2年8月13日(木)17時00分まで(必着)
(2) 提出先 4(1)提出先と同じ
(3) 提出方法 郵送又は電子メール(到達確認を電話で行ってください。)
(4) 回答日及び方法 令和2年8月17日(月)までにホームページに掲載します。

7 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の様式(様式3~8)に基づき作成するものとします。
(2) 用紙の大きさは原則A4版(縦・横問わず)とします。
(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 業務実施体制(様式4)

イ 同種・類似業務実績(様式自由)

ウ 業務の実施方針・業務の実施手法(様式5)

下記の項目について回答を簡潔に明示すること。

- ・「ナレッジハブ」として備えるべき機能及び活動のコンセプト
- ・レイアウトのイメージスケッチ
- ・WEB会議システムの企画提案及び同システム導入後の概算ランニングコスト
- ・コンテンツイメージの一例、実施手法を明示すること。

エ 業務スケジュール(様式6)

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
- イ 用紙の大きさは原則A4版、横書き、左綴じとします。文書を補完するため、イメージ図・イラスト等の使用は可能です。(ステイプラーではなくクリップ止めとしてください。)
- ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとしてください。
- エ 提案書の合計が20ページ程度に収まるよう作成してください。
- オ 多色刷りは可としますが、評価委員への配布資料はモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。
- カ 所定の様式以外に補足資料を添付する場合、その旨を様式3に明記してください。
- キ 提案書表紙を除き、一切、提案者(企業・団体等)の名称及び名称が推定できる記載は行わないでください。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり

9 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部(正1部、複写用1部)
- イ 提出先 4(1)提出先と同じ
- ウ 提出期限 令和2年8月24日(月)17時00分まで
- エ 提出方法 郵送又は持参(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送してください。また、発送した旨、電話で連絡してください。)
- オ その他提出書類
 - 参考見積書(様式7)
 - 提案書の開示に係る意向申出書(様式8)
 - 会社の概要がわかるもの(パンフレット等)
 - ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況を示す資料(有効期間内の資料を提出してください。該当がない場合、資料の提出は不要です。)

対象	提出資料
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ)	労働局の受付印のある、「一般事業主行動計画の写し」
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満の場合のみ)	労働局の受付印のある、「一般事業主行動計画の写し」

次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得	「認定通知書の写し」
よこはまグッドバランス賞の認定の取得	「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	「認定通知書の写し」

※対象となる要件に従業員数が該当する場合、提案書類の中において、提案書提出日時点での従業員数を記載し、申告すること。

(2) その他

- ア 所定の様式及び補足資料以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日 令和2年9月1日（火）
- (2) 実施場所 横浜市庁舎内会議室（横浜市中区本町6丁目50番地の10）
- (3) 出席者 現場責任者を含む業務実施体制に記載のある5名以下としてください。
- (4) その他 時間・場所等詳細については、別途お知らせします。
ヒアリング時は提案書を使用し、口頭で説明を行ってください。
資料の変更・追加は認めません。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	国際局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会	横浜国際協力センター6F公民連携による都市ソリューションに関する情報発信拠点整備業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	国際局 ・国際局長 ・国際政策部長 ・国際政策部担当部長 ・国際政策部担当部長 ・国際協力部長 ・政策総務課担当課長	国際局 ・国際協力部長 ・政策総務課担当課長 ・国際連携課アジア大洋州担当課長 ・国際協力課長 ・国際技術協力担当課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。また、受託候補者の特定結果については、本市ホームページに掲載します。

(1) 通知日 令和2年9月11日（金）発送予定

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時00分までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

14 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案を提出する者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。

業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務の条件となるものではありません。

1 件名

令和2年度横浜国際協力センター6F公民連携による都市ソリューションに関する情報発信拠点整備業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

3 履行場所

横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号 横浜国際協力センター6階等

4 業務背景

横浜市では、「横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力事業（以下「Y-PORT 事業」という。）を通じ、海外都市や国際機関等と連携しながら、新興国都市における課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開支援を進めている。

平成22年度の事業開始以降、推進体制として、市域内に立地するシティネット横浜プロジェクトオフィス、一般社団法人YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA) 及び企業等、並びに、環境・都市開発に関する専門的知見や海外ネットワークを有する公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と連携したプラットフォーム「Y-PORT センター」を構築し、国の地方創生推進交付金事業を活用しながら、機能強化に取り組んできた。

この間、ASEAN 地域をはじめとした新興国では、経済成長による中間層の増加により、質の高いインフラ・サービスに対する需要が高まり、みなとみらい21地区や港北ニュータウンといった、都市基盤、産業基盤と、それらを結ぶ交通基盤を含めた総合的なまちづくりの実績を有する本市には、海外民間開発事業者等から協力要請が寄せられている。

こうした変化に適切に対応するため、今年度から3か年で採択された、新たな地方創生推進交付金事業を活用し、本市の都市開発の知見と市内企業等の優れた技術・サービスを包括的に組み合わせ、世界に向けた情報発信を強化し、横浜の地域ブランドを背景に生み出されるビジネスチャンスを市内企業の受注に着実に結び付けるため、海外のスマートシティ開発等の最新動向等の情報及び横浜の複合的な都市づくりの知見、並びに、国内外のスマートシティ開発等に係るキープレイヤーが集い、融合す

る結節点としての機能を果たす情報発信拠点（以下、「ナレッジハブ」と言う。）の整備を本委託業務は行うものである。本委託業務は、3か年事業の初年度におけるY-PORT事業の今後の方向性を検討するもので、今年度国際協力課が地方創生推進交付金事業の枠組みの中で実施を予定する以下3つの業務と十分に連携し、一体的に執行されるものである。

- ・ 包括的な都市課題解決策としてのパッケージ型都市ソリューションの創出を通じた市内企業の事業提案支援
- ・ 新興国におけるスマートな都市づくり事業への市内企業等の参画支援策検討
- ・ 公民連携によるネットワーキングの促進を通じたビジネス機会創出支援

5 業務目的

Y-PORT事業の一層の推進のため、以下の取組を横浜国際協力センター6Fにて行う。なお、本委託業務の実施にあたっては、横浜市がY-PORT事業の推進にあたり、広く連携を行っている国際機関（世界銀行東京開発ラーニングセンターなど）が持つ知見、コンテンツを活用するため、それらの国際機関とも連携を取りながら進めることとする。

- (1) 横浜市の都市開発の知見に関する効果的なコンテンツ作りによる視察受入れをはじめとする情報発信及び海外インフラ開発事業における横浜市のブランド力の向上。
- (2) 市内企業のスマートシティをはじめとする開発技術・実績等を(1)と組み合わせ、Y-PORT事業の効果的な情報発信。
- (3) 「4業務背景」で述べた「ナレッジハブ」の整備、情報発信拠点の形成。

(1)～(3)の取組を通じて、以下のようなアウトカムを期待する。

ア 日本の都市づくりを志向するクライアント（＝海外都市、現地デベロッパー等）にとってのトップブランドの地位の確立。

イ 横浜の都市づくりの輸出に期待をする企業の集積や、他地域の企業と市内企業の協力関係の促進。またそれに伴う国内外の高度な人材の市内への流入への期待。

ウ 市内のノウハウや技術の集積、ブラッシュアップ、人材の育成及びかつての都市づくりの経験の後世への伝承によるブランドの維持

エ 国が進めるスマートシティ、スーパーシティの輸出戦略の国内での主導的立場を確立。

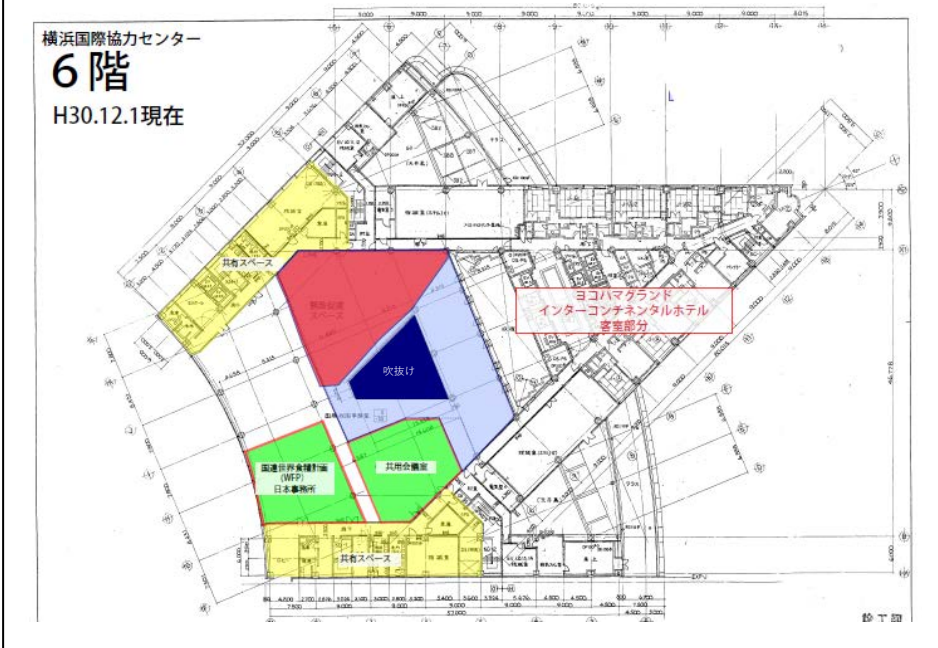
オ 日本式都市づくりを学ぶ海外からの研修受け入れ都市としての地位の確立を通じ、今後さらに広がるであろう日本式インフラビジネスの最上流へのアクセス。

6 業務概要

- (1) 「ナレッジハブ」として備えるべき機能及び活動のコンセプト提示
上記「5 業務目的」を実現するために必要な機能及び、実現に向けた活動コンセプトを提示すること。
- (2) 「ナレッジハブ」の機能を発揮するためのレイアウト（照明・カーペット等のデザインも含む）提案及びそれに基づく整備。
 - ア 横浜国際協力センター 6 Fにおけるスペース（次頁 赤色着色部分約 450 m²を中心に整備、予算上可能であれば他のエリア（水色部分）も着手可）を、(1) で提示した機能及びコンセプトを実現するレイアウトとすること。「ナレッジハブ」への参加者の議論の活性化につながり、また6 頁 (4) のコンテンツにも活用できる機器（例示品、液晶ディスプレイ内蔵型テーブル等（同等品可））の導入を積極的に図ること。
 - イ レイアウトには、最低 12 人を収容でき、他の空間とパーテーション等で区切られた会議スペースを必ず 1 か所含めること。
 - ウ 提案を行ったレイアウトに基づき整備を行うこと。なお、整備にあたっては、提示されたコンセプトが十分に発揮される「ナレッジハブ」を実現するために必要な備品リスト（什器、IT 機器等）を作成し、本市で調達を行う部分について調整すること。提案する備品については、本市で別途調達を行うこととするため、「8 提案上限額」の外数として、算定計上すること。この本市で調達する部分の納品の際の全般管理も業務に含めることとする。

なお、本市で調達する備品については、入札を実施して、納入業者を決定するため、提案した備品リストの同等品が納品されることがあることを踏まえること。

整備予定エリア



整備予定エリアの現状写真



参加者の議論の活性化につながり、コンテンツにも活用できる機器の例（同等品可）

- ・液晶ディスプレイ内蔵型テーブル「Face Up Table」



【参考 類似施設の事例】 ビジネスマッチングなどのための施設の事例



オランダ・ロッテルダム Het Nieuwe Instituut
及び タイ・アマタ社 アマタシティ

【参考 類似施設の事例】 セミナー・ワークショップ等のスペース



オランダ・ロッテルダム Het Nieuwe Instituut 及び
ドイツ・ハンブルグ Hafencity Infocenter

(3) WEB 会議システムの導入

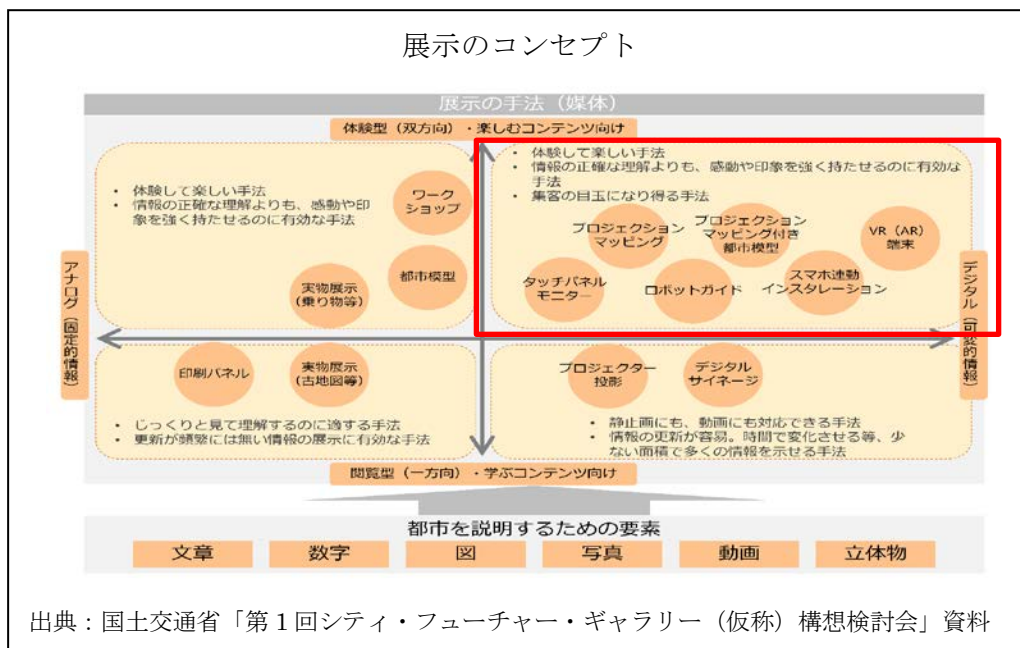
- ア WEB 会議システムは、クラウド型 (ASP) でのサービスであること。当該システムを提供するために必要なデータセンターは、設置場所を日本国内とし、日本国内法の適用を受けるものとする。
- 機器構成の中には、多人数で参加・視聴できるためのモニター、会議主催者がシステムを管理するためのパソコンを含めるとともに、当該エリア全体を網羅できるよう音声デバイス及びカメラ等視聴覚デバイスを工夫すること。
- イ 特別なアプリケーションを必要とせずブラウザから会議に接続できるなどシンプルな画面で直観的な操作が可能なシステムとし、かつ多彩なデバイスで利用できるサービスであること。
接続するパソコンについては、Microsoft Windows 10 以降、MAC OSX 以降に対応可能とすること、接続するスマートデバイスについては、最新の Android、iOS、iPadOS に対応可能とすること。業務期間中に OS のアップデートが発生した時にはこれに対応すること。
- ウ パソコンからの資料共有が可能なシステムであること。その他のスマートデバイスからも可能であれば尚可。
- エ (2) イで挙げた会議スペースと全体スペースでそれぞれ別個の会議が開催できるようにすること。それぞれの最大同時接続数は 100 以上とすること。
- オ 会議中にテキストメッセージの送受信が可能であるなど音声だけでなく文字情報についてもインタラクティブなシステムであること。
- カ AI による自動翻訳に対応したシステムであること。対応必須言語は、日本語、英語、フランス語、タイ語、ベトナム語とする。
- キ 会議システム上に登録する資料は、対外的に公表されていない企業経営に関わる事項など重要な内容を含むため、情報セキュリティ面に十分に配慮すること。
- ク 「5 業務目的」を達成するために、ア～キにあげた機能以上にふさわしい機能・仕様があれば、積極的に提案すること。

(4) 横浜市の都市開発の知見に関する XR (VR、AR などを総称したものを言う。以下同じ。) 等を活用した効果的なコンテンツの企画及び作成

- ア 海外からの視察受入れを想定して、言語の壁を越え、訴求力のある展示手法として、話題性の高い最新 ICT 技術の導入を積極的に図ること。
(参考：次頁「展示のコンセプト」の赤枠部分及び他施設の事例参照)
- なお、本件コンテンツ作成のため、Google Earth (タイムラプス等の追加機能含む)、Google マップ、ストリートビューを利用することについては、下記リンクのガイドラインに従う限りにおいて、「商用目的以外」の利用とし

て利用可能との内諾をグーグル社から得ており、これらを積極的に組み合わせさせた提案を期待する。これら以上に「展示のコンセプト」を実現できるものがあれば、それによる企画も可とする。

<https://www.google.com/intl/ja/permissions/geoguidelines/>



プロジェクションマッピングを活用した施設 (コンテンツ) の例



(オランダ・アムステルダム Het Grachtenhuis)

<http://www.hetgrachtenhuis.nl/en/>

Google Earth を活用した施設（コンテンツ）の例



（フランス・パリ Pavillon de L'arsenal）

<https://www.pavillon-arsenal.com/en/>

イ 以下のテーマに関する、横浜市の都市開発の知見を発信するコンテンツを作成するものとする。

- ・令和2年度 みなとみらい地区を中心とした都心部強化事業をタイムラプス等により開発の初めの姿から現在の姿までの変遷を体系的に学べる内容

本契約には含まれないが、令和3年度以降については、以下のコンテンツの作成を予定している。

- ・令和3年度 ごみ焼却施設や上下水処理施設等横浜市の環境政策・気候変動政策などに関するコンテンツ
- ・令和4年度 横浜港、港北ニュータウン、金沢シーサイドライン等横浜市の開発事業などに関するコンテンツ

ウ コンテンツの更新や今後の ICT 技術の進展を見据えた拡張性・将来性を視野に入れてシステムを構築すること。

エ コンテンツの音声ガイダンス、文字ガイダンスについては多言語対応（日本語、英語、フランス語、タイ語、ベトナム語を必須）とし、ドイツ語、スペイン語など更なる多言語に将来的に拡張できる仕組みとすること

オ コンテンツの作成にあたっては、委託者が指定する有識者との打ち合わせを行い、その知見を十分に取り入れることとする。

- (5) (1)～(4)を実現するために必要なIT基盤環境(有線インターネットの整備等)

有線インターネットについては、横浜国際協力センター内に既設のインターネット回線(回線事業者:NTT東日本、サービス名:「フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピードタイプ」回線速度:下り最大200Mbps、上り最大100Mbps)を当該スペースに延伸することでも、新規に回線を引くことでも可とする。上記(1)～(4)の利用を想定して、さらに(6)により整備するWi-Fi環境も踏まえて、十分な回線速度を確保すること。

- (6) (1)～(4)を実現するために必要なIT基盤環境(Wi-Fi環境の構築等)

ア 月あたりの通信データ容量は無制限とすること。

イ 最大同時接続数を200台程度と想定した構成とし、当該エリアを網羅するよう必要に応じ、アクセスポイントを設置すること。

ウ 回線の安定性と共に回線速度の確保にも十分な留意を図ること。Wi-Fi 6への対応は必須としないが、将来的な拡張を見据えた機器構成とすること。

エ 隣接のアクセスポイントとの干渉が起きない環境とするとともに、不正アクセス等を考慮し可能な限り強固なセキュリティ対策を施すこと。

オ 暗号化には次のものを使用すること。

- ・認証プロトコル:WPA2-PSK
- ・暗号化アルゴリズム:AES

- (7)「ナレッジハブ」の効果的な運営のあり方の提案

(1)～(6)に挙げた業務の遂行、整備等を踏まえ、「5業務目的」を実現するために次年度以降の効果的なナレッジハブの運営方法、運営主体に関する提案を取りまとめ、提出すること。

7 提出期限

上記各業務に関する現時点で想定している履行期限は以下の通りとする。

- (1)「ナレッジハブ」として備えるべき機能及び活動のコンセプト提示 契約締結後14日以内
- (2)「ナレッジハブ」の機能を発揮するためのレイアウト作成及び整備
 - ・レイアウト案の提出 契約締結後、14日以内
 - ・レイアウト整備 令和2年12月22日(火)
 - ・「ナレッジハブ」を実現するために必要な備品リスト(概算金額を含む)の作成・提出 契約締結後、14日以内
- (3)WEB会議システムの導入 令和2年12月22日(火)

- (4) 横浜市の都市開発の知見に関する XR 等を活用した効果的なコンテンツの企画及び作成
- ・コンテンツ企画案の提出 契約締結後、40 日以内
 - ・コンテンツの作成 令和3年3月19日(金)
- (5) IT基盤環境(有線インターネット)の整備等 令和2年12月22日(火)
- (6) IT基盤環境(Wi-Fi環境)の整備等 令和2年12月22日(火)
- (7) ナレッジハブの効果的な運営のあり方の提案 令和2年3月19日(金)

8 提案上限額について

提案上限額は、40,000千円(消費税相当額含む)とする。その他に6(2)ウで述べた備品リスト作成については、上限を8,000千円(消費税相当額含む)とする。なお、提案上限額40,000千円を超えない範囲で、かつ合理的な事由があり、本市の承諾を得た場合については、各項目の上限額については変更することができる。

項目	上限額
6(1)「ナレッジハブ」として備えるべき機能及び活動のコンセプト提示、6(2)「ナレッジハブ」の機能を発揮するためのレイアウト、6(7)「ナレッジハブ」の効果的な運営のあり方の検討	19,000千円
6(3)WEB会議システムの導入、(4)XR等を活用した効果的なコンテンツの企画及び作成、(5)IT基盤環境(有線インターネットの整備等)、(6)IT基盤環境(Wi-Fi環境の構築等)	21,000千円※
合計	40,000千円

※ 令和2年度の額

令和3年度・4年度については、コンテンツ等の保守管理・更新費用を含めて各約27,000千円の事業規模を想定

9 連絡調整会議への出席

4の「業務背景」に記載した、今年度国際協力課が実施予定の他3つの業務との連携を的確かつ円滑に行うため、国際協力課が月1回程度、ウェブ形式を中心に開催する、各業務の受託者を交えた連絡調整会議に、現場責任者が出席し、進捗報告及び情報共有をすること。

10 参考資料

以下の既往調査等は参考資料として、国際協力課で閲覧が可能である。

- ・ Yokohama Development Knowledge Sourcebook (世界銀行東京開発ラーニングセン

ター)

- ・ 競争力のある都市の事例研究：横浜～都市の将来を再編する～（世界銀行東京開発ラーニングセンター）
- ・ Building a Global Model of Sustainable City Management - Case of Yokohama-（独立行政法人国際協力機構）
- ・ 平成 30 年度質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業「タイ王国 AMATA Smart City Chonburi 工業団地ゲートウェイエリア開発調査事業報告書」（パシフィックコンサルタンツ株式会社）
- ・ 令和元年度公民連携による国際技術協力及びスマートシティに関する情報発信を通じた横浜国際協力センター 6 階誘致推進スペース活用検討業務報告書（横浜市）
- ・ 令和 2 年度地方創生推進交付金実施計画（横浜市）
- ・ 平成 26 年度海外インフラビジネス支援促進のための調査委託業務報告書（横浜市）
- ・ 平成 27 年度 Y-PORT センター支援業務報告書（横浜市）
- ・ 平成 28 年度 Y-PORT センター機能強化検討業務報告書（横浜市）
- ・ 横浜国際協力センター 6 階図面

11 成果品及び納入

当該業務の成果品について次のとおりとし、受託者は、業務が完了したとき、滞りなく以下の成果品ごとに紙媒体 2 部及び電子データ（DVD-R 等）2 枚を提出し、検査を受けること。

なお、成果品に使用する写真、図表等について、知的財産権・著作権に係る処理が必要となるときは、受託者において措置すること。

納入場所： 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 31 階

国際局国際協力部国際協力課

- (1) 業務完了報告書
- (2) システム構成仕様（システム構成図、ネットワーク構成図）
- (3) ソフトウェア構成仕様（システム説明書、ソフトウェア一覧表など）
- (4) システム導入手順書
- (5) コンテンツ利用者操作マニュアル
- (6) コンテンツ管理者操作マニュアル
- (7) 試験結果報告書（Wi-Fi の電波状態、接続状態、有線回線、Wi-Fi 双方の回線速度テスト結果など）
- (8) プロジェクト管理資料
- (9) その他については本市と協議の上、決定する。

12 条件等

(1) 委託契約期間

- ア 委託契約は単年度ごとの締結とする。
- イ 令和2年度の委託期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。
- ウ 令和3年度及び令和4年度の委託契約については、それぞれ令和2年度、令和3年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、横浜市国際局入札参加資格審査・指名業者選定委員会で次年度の契約を決定する。
- エ 令和3年度及び令和4年度において、事業予算の減額又は削除があった場合は、当該事業は縮小又は中止する。
- オ 令和3年度及び令和4年度の横浜市国際局入札参加資格審査・指名業者選定委員会で、次年度の契約の相手方として決定されなかった場合は、その理由を付して通知する。

(2) その他

- ア 本委託業務の実施に際しては、委託者の趣旨を理解のうえ、十分な意思疎通が図れるよう定期的に協議を行って業務を進めていくこと。原則、月に1回から2回以上は適宜委託者の指示に合わせて委託者所在地やウェブ会議等で打合せの場を設け、進捗状況が確認できるような機会を設定すること。ただし、進捗状況等を委託者及び受託者で協議し、円滑な業務遂行が可能と判断した場合には、これに限らない。
- イ 委託期間中の業務経過内容全般を把握している現場責任者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- ウ システムの開発や利用を行う場合は、情報セキュリティ対策の観点から、横浜市と協議しながら十分にセキュリティの確保に留意すること。
- エ 本仕様書に定めのない事項を履行する場合、詳細及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項を履行する場合については、あらかじめ委託者と協議し、その指示または承認を受けること。
- オ 本委託業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたり、本委託業務以外で自ら利用し、他に漏らさないこと。ただし、受託者による情報利用が、本委託業務を通じて支援した市内企業等からの要望に基づくものであり、かつ、委託者の承諾を書面により得た場合（受託者が支援対象企業と協働して詳細な事業化調査を継続して行う場合等）を除く。
- カ 本委託業務の実施に際しては、委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの関係法令等を遵守すること。

13 委託料の支払い

事業実施結果報告書を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする

提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 評価項目及び配点は、別紙表1「提案書評価項目」のとおり。
- (2) 各評価項目について、表2「評価の視点」を参照し、次のように評価を行う。
 - ア 「業務実施体制・類似業務実績」はA、C、Eの3段階評価を行う。
 - イ 「業務の内容に関する提案内容」は、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
 - ウ 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」にかかる評価項目は、Aまたは該当なしの2段階評価を行う。
 - エ 評価点は、それぞれの配点に、換算した評価（A = 5 / 5、B = 4 / 5、C = 3 / 5、D = 2 / 5、E = 0 / 5とする。）を乗じて算出する。
 - オ E評価が一つでもあった場合、原則受託候補者としての特定は行わないものとする。
- (3) 出席委員の総合評価（125点満点）の合算した値の5割を最低基準点とし、評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- (4) 採点が同点の場合は、評価項目のうち、「業務内容に関する提案内容」の評価の全出席委員の総合計点数が高い提案をプロポーザルの上位者とする。これも同点の場合は、「業務内容に関する提案内容」の中の「ナレッジハブの機能・コンセプトが、本市の期待するものに合致したものとなっているか」に関する評価の全出席委員の総合計点数が高い提案をプロポーザルの上位者とする。上記の方法によりなお、第一順位が決定しない場合は評価委員長が第一順位を決定する。

(表1) 提案書評価項目

評価項目		配点	評価 (A~E)	評価の換 算式	評価点
提案者に関する項目		40	—	—	—
業務 実施 体制	ア 本委託業務内容に係る実施体制(専門性・経験を有した人員配置)は適切であるか。	15			
	イ 委託者と緊密にコミュニケーションをとり、的確かつ遅滞なく業務を遂行する体制があるか。	5			
類似 業務 実績	ウ 過去に以下の業務の実績を有しているか。 ・海外のスマートシティ事業に関する調査等	10			
	エ 過去に以下の業務の実績を有しているか。 ・XRコンテンツ作成	10			
提案内容に関する項目		80	—	—	—
業務 内容 に 関 する 提 案 内 容	ア ナレッジハブの機能・コンセプトが、本市の期待するものに合致したものとなっているか。	25			
	イ イメージスケッチに本市の期待する機能が反映されたものとなり、実現可能なものとなっているか。	15			
	ウ WEB会議システムについて、実用性の高いものとなっているか。	10			
	エ コンテンツイメージが、海外からの視察受入れを想定し、訴求力の強いものとなっているか。	15			
	オ コンテンツイメージの技術的先端が高いものとなっているか。	10			
	カ スケジュールと作業工程は妥当か。	5			
ワーク・ライフ・バランスに関する取組		5	—	—	—
ワー ク・ ライ フ・ バラ ンス に 関 する 取 組	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)	1			
	イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満の場合のみ加算)	1			
	ウ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得	1			
	エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得	1			
	オ よこはまグッドバランス賞の認定の取得				
カ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得		左記認定のいずれか1つ以上を取得していれば1点			
総合評価		125	—	—	

(表 2) 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	E	
業務実施体制	本委託業務内容に係る実施体制（専門性・経験を有した人員配置）は適切であるか。	優れており、高度な専門性と豊富な経験を有する人員を中心とした体制が組まれている。		標準的であり、専門性と経験を有する人員を中心とした体制が組まれている。		不十分であり、実態が記載されていない。
	委託者と緊密にコミュニケーションをとり、的確かつ遅滞なく業務を遂行する体制があるか。	優れており、十分な体制が組まれている。		ある程度の体制が組まれている。		不十分であり、実態が記載されていない。
類似業務実績	過去に以下の業務の実績を有しているか。 ・海外のスマートシティ事業に関する調査等	豊富な実績を有している。		妥当である。		該当する記載がない。
	過去に以下の業務の実績を有しているか。 ・XRコンテンツ作成	豊富な実績を有している。		妥当である。		該当する記載がない。

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	D	E
業務内容に関する 提案内容	ナレッジハブの機能・コンセプトが、本市の期待するものに合致したものとなっているか。	本市の期待する機能・コンセプトを十分に理解するだけでなく、さらに提案者独自の有効な工夫や提案がみられる。	本市の期待する機能・コンセプトを十分に理解している。	理解している。	理解が十分でない。	全く理解していない、または該当する記載がない。
	イメージスケッチに本市の期待する機能が反映されたものとなっており、実現可能なものとなっているか。	期待以上であり、特に実現性に優れている。	期待以上であり、実現性がある。	妥当である。	機能性、実現性のどちらかが十分でない。	機能性、実現可能性、どちらも十分でない。または該当する記載がない。
	WEB会議システムについて、実用性の高いものとなっているか。	十分な実用性をもち、特に優れた提案となっている。	十分な実用性をもち、提案となっている。	妥当である。	実用性に疑義があるなどやや不十分である。	妥当でない。または該当する記載がない。
	コンテンツイメージが、海外からの視察受入れを想定し、訴求力の強いものとなっているか。	訴求力について十分に期待できる。	訴求力について期待できる。	妥当である。	訴求力について不十分である。	妥当でない。または該当する記載がない。
	コンテンツイメージの技術的先端性が高いものとなっているか。	技術的先端性が非常に高い。	技術的先端性が高い。	妥当である。	技術的先端性においてやや不十分である。	妥当でない。または該当する記載がない。
	スケジュールと作業工程は妥当か。	スケジュール、作業工程とも非常に優れた内容である。	スケジュール、作業工程とも優れた内容である。	妥当である。	スケジュール、作業工程のどちらかに不安があるなどやや不十分である。	妥当でない。または該当する記載がない。

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	D	E
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員 101 人未満の場合のみ)	策定している。				
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員 301 人未満の場合のみ)	策定している。				
	次世代育成支援対策推進法による認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得	取得している。				
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得	取得している。				
	よこはまグッドバランス賞の認定の取得	左記認定のいずれか1つ以上を取得している。				
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得					